

京都総合法律事務所メールマガジン 2019年6月号

<おしながき>

- 【1】トピック・裁判情報・法改正情報・官公庁等情報
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】トピック・裁判情報・法改正情報・官公庁等情報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

◆トピック◆

2018年の新設法人は12万8610社で前年比2.7%減（2017年は13万2291社）、9年ぶりの減少となりました。

産業別では、建設業と不動産業が大幅減となり、運輸業、金融・保険業、情報通信業、サービス業が増加しました。

法人格別では、株式会社が8万7527社、合同会社が2万8940社で、合同会社が初めて2万8000社を超えました。

http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190514_04.html

◆裁判情報◆

4月26日、最高裁が、子の引渡しを命ずる審判を債務名義とする間接強制の申立てが権利

の濫用に当たると判断しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=88646

JASRAC が、BGM 利用店舗の経営者に対して著作権侵害行為の差止めと損害賠償を請求しました。

https://www.jasrac.or.jp/release/19/1905_01.html

5 月 30 日、知財高裁が、任天堂と MRARI モビリティ開発との間での公道カートのレンタルサービスに伴う知的財産の利用行為に関して、任天堂の主張を認める中間判決をしました。

<https://www.nintendo.co.jp/corporate/release/2019/190530.html>

<http://marimobility.com/20190530.pdf>

◆法改正情報◆

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が公布されました。

<https://kanpou.npb.go.jp/20190524/20190524g00017/20190524g000170026f.html>

令和元年 5 月 10 日に成立した「特許法等の一部を改正する法律案」により（令和元年 5 月 17 日公布，改正商標法第 31 条第 1 項の規定は令和元年 5 月 27 日に施行），国・地方公共団体又は大学といった公益団体等を表示する著名な商標に係る商標権について，通常使用権の許諾が可能となります。

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/koeki_chomei.html

◆官公庁等情報◆

総務省が、「AI ネットワーク社会推進会議 AI ガバナンス検討会（第 8 回）」の資料を公表しました。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02iicp01_04000195.html

経産省が、「第 1 回 ロボットによる社会変革推進会議」の資料を公表しました。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/robot_shakaihenkaku/001.html

経産省が，進展する高齢化社会を迎えるにあたり，高齢者特有の製品事故や高齢者の製品安

全に関する現状認識等を分析し、今後の中長期的な製品安全施策の検討に資する基礎的な調査の報告書を取りまとめました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190517003/20190517003.html>

厚労省が、賃金等請求権の消滅時効を現行の2年から5年に延長すべきとする検討会提言をまとめる見込みです。

https://www.rodod.co.jp/news/71165/amp/?__twitter_impression=true

厚労省が、第8回「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」議事録を公表しました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203825_00011.html

国税庁が、令和元年度法人税関係法令の改正の概要を公表しました。

http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2019/01.htm

国税庁が、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし（令和元年5月）」を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/houjin.htm>

国税庁が、「令和元年度 所得税の改正のあらまし」を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/r1kaisei.pdf>

特許庁が、「平成30年度知的財産に関する日中共同研究報告書」を公表しました。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/h30.html

監査役協会が、中部支部「監査実務チェックリスト研究会 報告書2019『監査役監査チェックリスト①～③【非上場会社編】』」を公表しました。

<http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-456.html>

連合が、菅官房長官に対して「2020年度 連合の重点政策」に関する要請を行い、ILO「仕事の世界における暴力とハラスメント」条約採択に向けた要請書を渡しました。

https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/news_detail.php?id=1496

日本商工会議所が、最低賃金に関する緊急要望および最低賃金引き上げの影響に関する調査結果を公表しました。

<https://www.jcci.or.jp/news/2019/0528130000.html>

【2】セミナー案内

① 企業における営業秘密の管理（6月13日 16:00～18:00）

講師：弁護士拾井美香

顧客情報、技術情報等の営業秘密が流出した場合、企業は営業活動及び技術開発に大きな打撃を受けることになります。営業秘密の流出を防ぐためには、物理的・技術的管理体制を整備するとともに、社員に対する教育研修・契約書・就業規則等の見直し等が必要になってきます。

- ・企業と営業秘密保護の重要性
- ・営業秘密保護のための企業内の管理体制の整備
- ・従業員との秘密保持契約・誓約書をめぐる問題
- ・企業間における秘密保持契約のポイント

<http://kyotosogo-law.com/aaaaa/>

② 問題社員対応の実務（7月18日、23日 16:00～18:00）

講師：弁護士伊山正和

経営者側からみた問題社員への対応方法について、事例をまじえながら法的留意点をわかりやすくコンパクトに解説いたします。

問題社員への緩急あわせた適切な対応態勢を構築することは健全な事業活動をする上では必須の取り組みです。

- ・問題社員はなぜ生じるのか
- ・問題社員と企業リスク
- ・問題社員対策としての「守り」と「攻め」
- ・問題社員の類型ごとの適切な対応方法

※2018年に開催したものをバージョンアップしました。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.4 を発行しました。

- ・固定残業代が残業代と認められない?!
- ・相続法も変わる！（後編）
- ・終活における遺言書の作成（第2回）
- ・自転車事故の特徴と注意点（前編）

<http://kyotosogo-law.com/wp-content/uploads/2019/04/NewsLetter-vol.4-1.pdf>

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2019年6月号、いかがでしたでしょうか？

今月号で目を引くのは、賃金等請求の消滅時効が2年から5年に延長される動きがあることです。

これまで残業代は過去2年分までの請求でしたが、5年に延長されると大きな影響が生じます。

経営者の皆様にはこれを睨んだ対応が必須ですので、ぜひ私達にご相談ください。

阪神の原口選手の復活には涙が出そうでした。どんな困難も諦めない限り一歩ずつ乗り越えていけると信じます（弁護士野崎隆史）。

本メールマガジンは、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>